

## 第7章 東日本大震災による影響

平成23年3月に発生した東日本大震災は、東北地方の太平洋沿岸地域を中心とし、広域にわたって甚大な被害をもたらした。住宅の損壊や生活に対する不安、それに伴う世帯の移動なども起きている。

一方、震災後は、復興への取組も各地で行われている。

このように、東日本大震災により、国民の住まいや暮らしが大きく変化している。この章では、東日本大震災による住宅・世帯への影響を捉えるため、世帯の転居及び住宅（持ち家）の改修工事の状況を見ることにする。

### 1 東日本大震災による転居

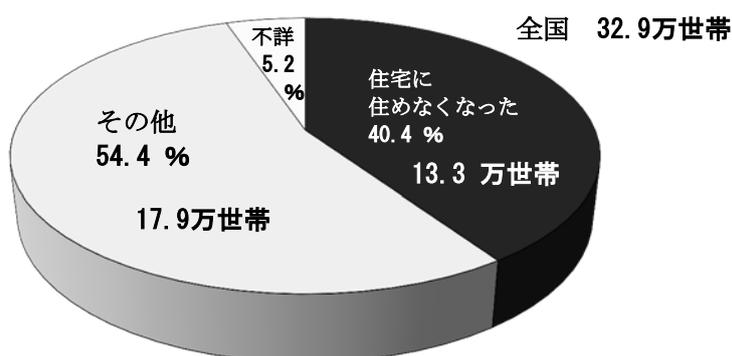
東日本大震災により転居したのは33万世帯

全国で東日本大震災により転居した世帯は32.9万世帯となっている。

これを、転居の理由別にみると「住宅に住めなくなった」が13.3万世帯（40.4%）、その他の理由による転居が17.9万世帯（54.4%）となっている。

<図7-1、付表7-1>

図7-1 家計を主に支える者の転居の理由別東日本大震災により転居した普通世帯割合—全国（平成25年）



住宅に住めなくなって転居した世帯は県内での転居の割合が高い

東日本大震災により転居した世帯のうち、他県への転居が7.3万世帯（22.1%）、県内他市区町村への転居が5.5万世帯（16.7%）、自市区町村内での転居（従前の居住地「不詳」等を含む。以下同じ。）が20.1万世帯（61.2%）となっている。

これを、転居の理由が「住宅に住めなくなった」13.3万世帯についてみると、他県への転居が1.5万世帯（11.5%）、県内他市区町村への転居が2.8万世帯（21.4%）、自市区町村内での転居が8.9万世帯（67.1%）となっており、県内での転居の割合が9割と高くなっている。

<図7-2、図7-3、付表7-1>

図7-2 家計を主に支える者の従前の居住地別東日本大震災により転居した普通世帯割合—全国（平成25年）

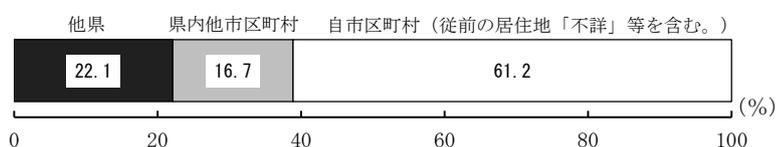
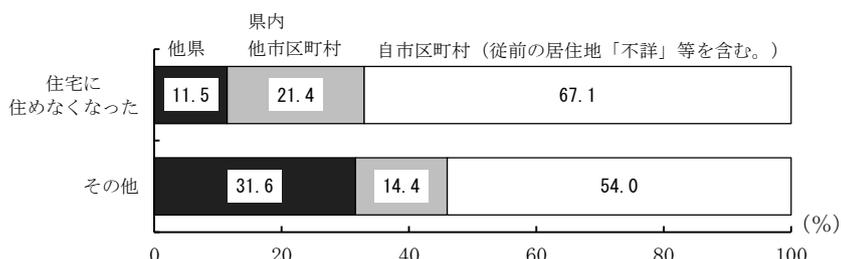


図7-3 家計を主に支える者の従前の居住地、転居の理由別東日本大震災により転居した普通世帯割合—全国（平成25年）



## 震災前に持ち家に居住していた世帯のうち、3分の2以上が持ち家以外に居住

東日本大震災で転居した世帯のうち、震災前に持ち家に居住していた世帯は8.0万世帯となっている。このうち、現在も持ち家に居住している世帯は2.4万世帯(30.2%)、持ち家以外に居住している世帯は5.5万世帯(69.3%)で、持ち家に居住していた世帯のうち、3分の2以上の世帯が持ち家以外に居住している。

これを、転居の理由が「住宅に住めなくなった」13.3万世帯についてみると、震災前に持ち家に居住していた世帯は5.2万世帯で、このうち、現在も持ち家に居住している世帯は1.3万世帯(25.4%)、持ち家以外に居住している世帯は3.9万世帯(74.2%)で、持ち家に居住していた世帯のうち、4分の3の世帯が持ち家以外に居住している。

<図7-4、図7-5、付表7-2>

図7-4 家計を主に支える者の従前の居住形態、現在の居住形態別東日本大震災により転居した普通世帯数—全国(平成25年)

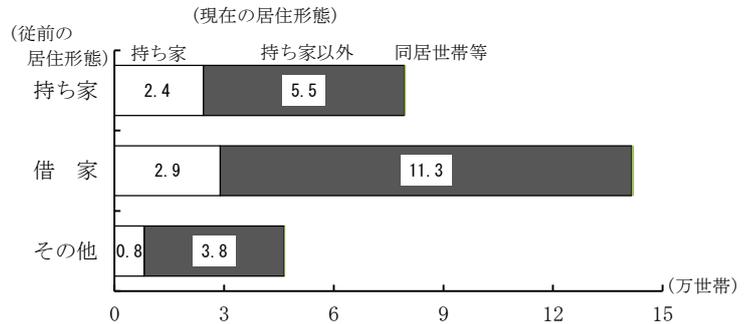
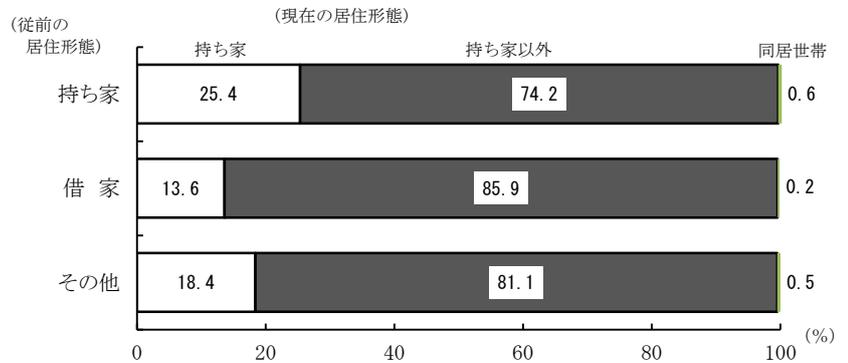


図7-5 家計を主に支える者の従前の居住形態、現在の居住形態別東日本大震災により住宅に住めなくなった理由で転居した普通世帯割合—全国(平成25年)



## 転居世帯の半数以上が、居室の広さが縮小

東日本大震災により転居した世帯のうち、従前の居室の畳数が30畳以上の世帯は9.7万世帯となっている。このうち、現在の居室の畳数が30畳未満に減少した世帯は5.9万世帯(60.2%)で、半数以上の世帯が居室の広さが縮小している。

これを転居の理由が「住宅に住めなくなった」世帯についてみると、従前の居室の畳数が30畳以上の5.6万世帯のうち、居室の畳数が30畳未満に減少した世帯は3.7万世帯(66.8%)で、3分の2の世帯で居室の広さが縮小している。

<図7-6、図7-7、付表7-3>

図7-6 家計を主に支える者の従前の居室の畳数、現在の居室の畳数別東日本大震災により転居した普通世帯数—全国(平成25年)

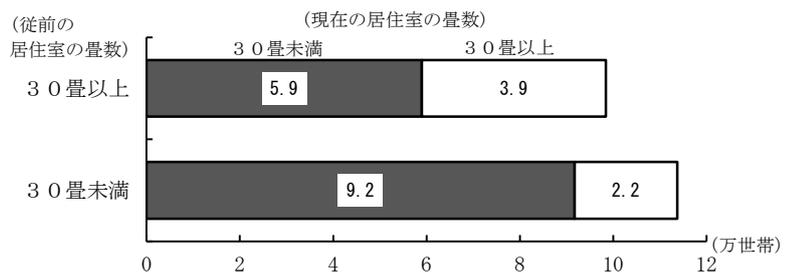
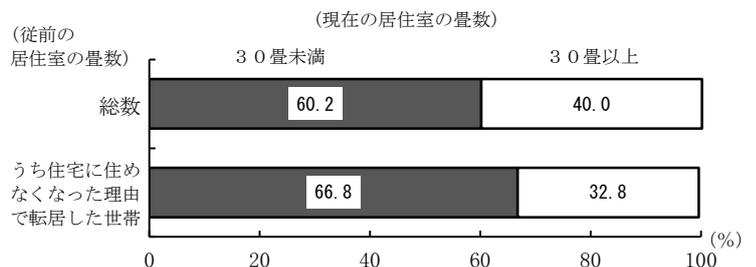


図7-7 現在の居室の畳数別東日本大震災により転居した家計を主に支える者の従前の居室の畳数が30畳以上の普通世帯割合—全国(平成25年)



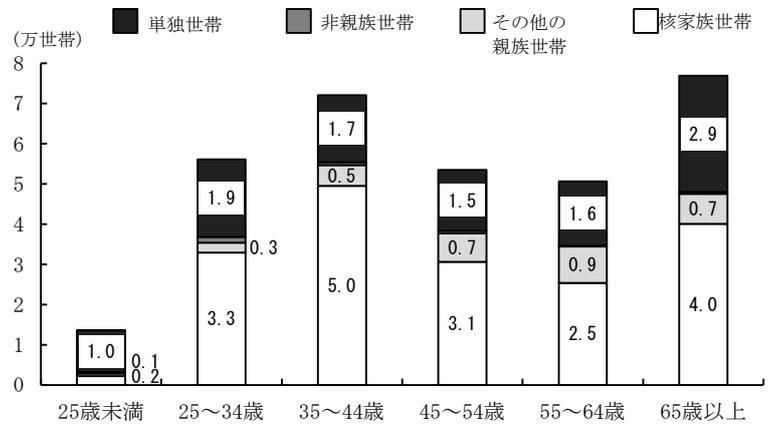
家計を主に支える者が65歳以上の世帯では、単独世帯が3分の1以上

東日本大震災により転居した世帯の現在の家族類型をみると、核家族世帯が18.2万世帯(55.2%)、単独世帯が10.9万世帯(33.1%)、その他の親族世帯が3.2万世帯(9.7%)などとなっている。

また、家計を主に支える者の年齢が65歳以上の世帯でみると、単独世帯が2.9万世帯(37.1%)で、3分の1以上を占めている。

<図7-8, 付表7-4>

図7-8 家計を主に支える者の年齢、家族類型別東日本大震災により転居した普通世帯数-全国(平成25年)



東北三県(岩手、宮城及び福島)での転居が全転居世帯の5割強

都道府県別の転居世帯数(従前の居住地)は、宮城県が7.4万世帯、福島県が7.1万世帯、岩手県が2.5万世帯などとなっており、この3県で全体の5割強(16.9万世帯)となっている。

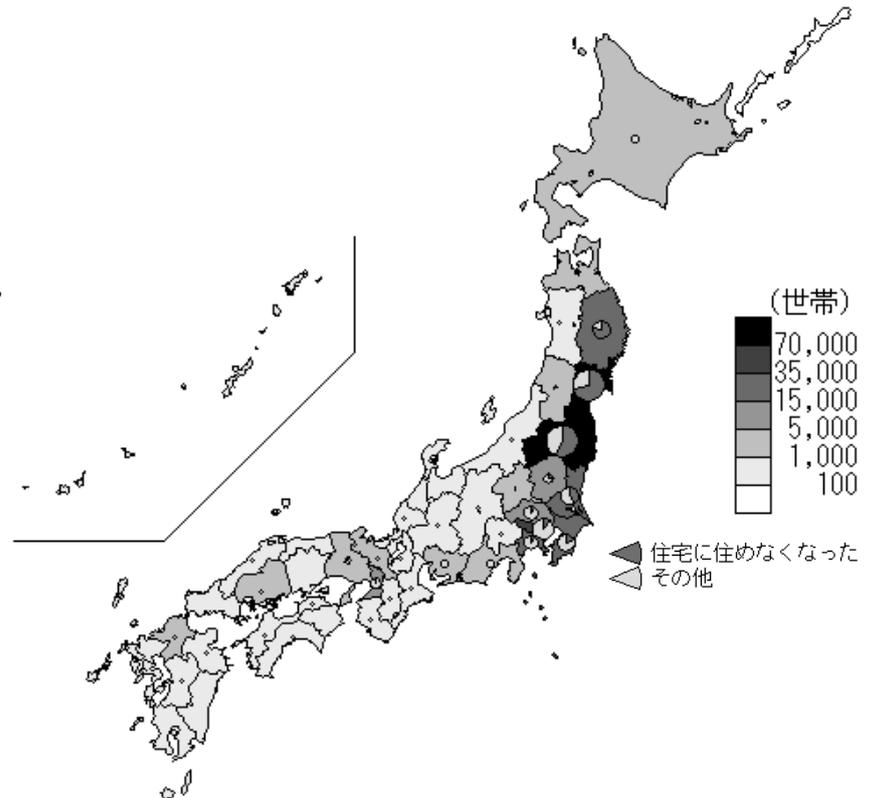
このほか、東京都が3.6万世帯、茨城県が2.1万世帯、千葉県が1.9万世帯など、東北から関東の太平洋側で転居が顕著となっている。

また、これを転居の理由別にみると、住宅に住めなくなって転居した世帯数は、宮城県が5.2万世帯、福島県が4.0万世帯、岩手県が1.9万世帯となっており、この3県で8割強を占めている。

一方、その他の理由で転居した世帯数が最も多いのは東京都で3.0万世帯となっている。東北では福島県が3.0万世帯と最も多く、東京都とほぼ同じ転居数となっている。

<図7-9, 付表7-5>

図7-9 家計を主に支える者の転居の理由、従前の居住地別東日本大震災により転居した普通世帯数及び割合-都道府県(平成25年)



## 転居世帯は東北及び関東に8割居住、ほか日本全域に分散

東日本大震災により転居した世帯数を現在居住している都道府県で見ると、宮城県（7.1万世帯）、福島県（5.3万世帯）及び岩手県（2.4万世帯）に居住している転居世帯は合計で14.8万世帯（転居世帯全体の45.0%）となっている。

また、東京都（3.4万世帯）、茨城県（1.9万世帯）、神奈川県（1.9万世帯）、千葉県（1.8万世帯）及び埼玉県（1.6万世帯）の関東の5都県に居住している世帯は10.6万世帯で32.2%となっている。

このほか、東北及び関東の他県を含めた他の道府県にも7.5万世帯（22.8%）が居住している。

これを転居の理由別にみると、東北三県以外では、その他の理由による転居が、住宅に住めなくなった理由による転居の4倍となっている。

<図7-10, 図7-11, 付表7-6>

図7-10 家計を主に支える者の現在の居住地別東日本大震災により転居した普通世帯数及び割合—都道府県（平成25年）

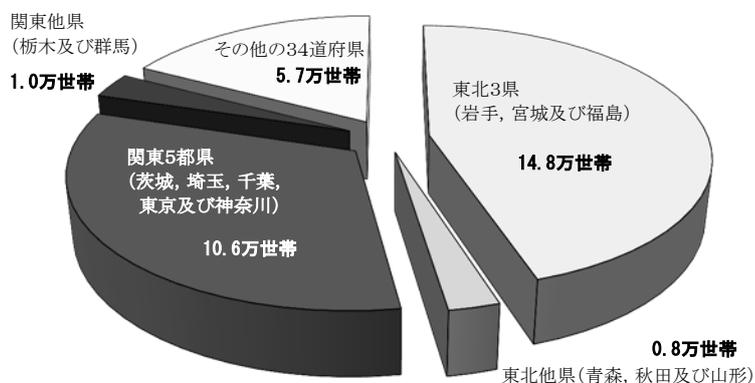
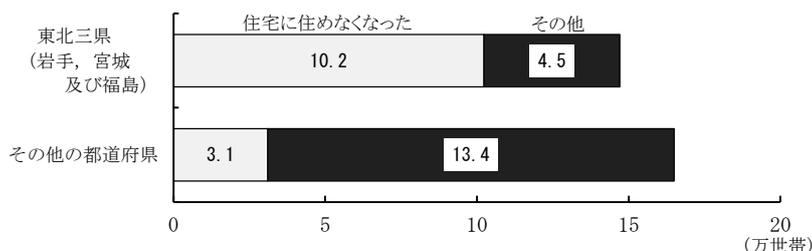


図7-11 家計を主に支える者の転居の理由、東北三県（岩手、宮城及び福島）・その他の地域別東日本大震災により転居した普通世帯数（現住地）—都道府県（平成25年）



## 福島県で大幅な転出、神奈川県及び埼玉県は転入が大きい

東日本大震災により県外へ転居した世帯について、都道府県別の転出・転入の状況で見ると、福島県では転出が2.1万世帯、転入が0.3万世帯で1.8万世帯の減少、宮城県では0.9万世帯の転出、0.6万世帯の転入で、0.3万世帯の減少となっており、この2県で世帯の減少が顕著となっている。

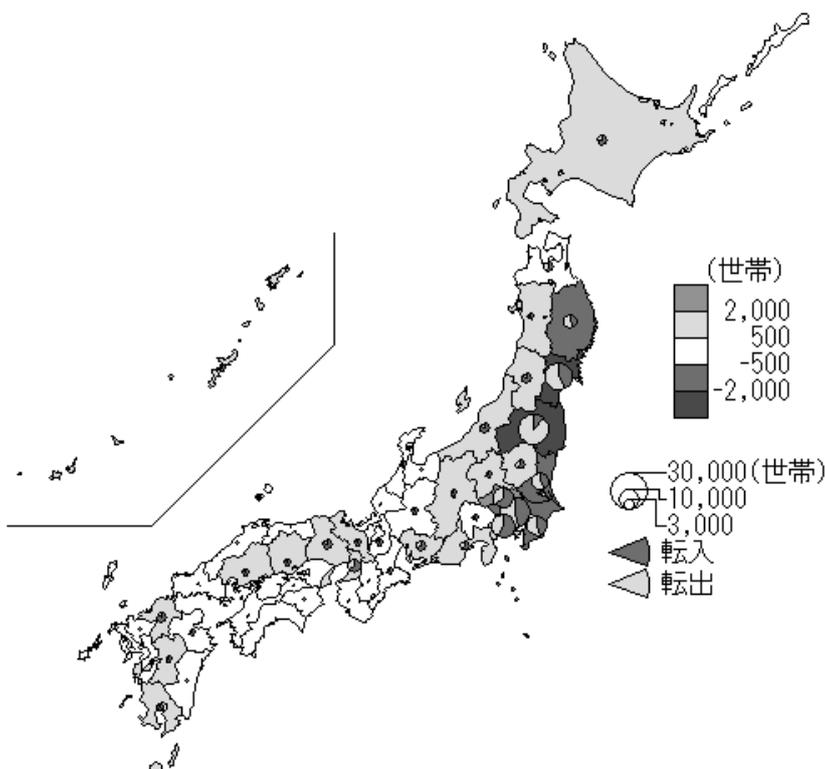
一方、埼玉県では転出が0.4万世帯、転入が0.7万世帯で、0.3万世帯の増加、神奈川県でも転出が0.5万世帯、転入が0.7万世帯と0.2万世帯増加しており、この2県で世帯の比較的大きな増加がみられる。

このほか、東京都では転出が1.1万世帯、転入が0.9万世帯と転入・転出の動きが大きくなっている。

なお、大都市のある道府県では、転出に比べ転入が若干多い傾向となっている。

<図7-12, 付表7-7>

図7-12 東日本大震災により転居（県外転出・転入）した普通世帯数及び割合—都道府県（平成25年）



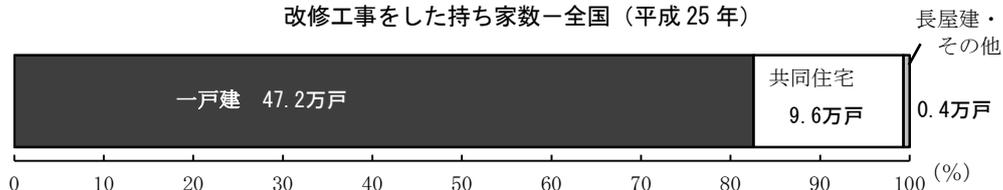
## 2 東日本大震災による被災箇所の改修工事

### 改修工事を行った住宅は、一戸建が8割強

東日本大震災による被災箇所の改修工事をした持ち家数は 57.2 万戸で、全国の持ち家数 3216.6 万戸の 1.8% となっている。これを住宅の建て方別にみると、一戸建が 47.2 万戸 (82.5%)、共同住宅が 9.6 万戸 (16.7%) などとなっている。

<図 7-13, 付表 7-8>

図 7-13 住宅の建て方別東日本大震災による被災箇所の改修工事をした持ち家数—全国 (平成 25 年)



### 首都圏でも東日本大震災による被災箇所の改修工事を多く実施

東日本大震災による被災箇所の改修工事をした持ち家数を都道府県別にみると、茨城県が最も多く 13.1 万戸、次いで宮城県が 12.5 万戸、福島県が 8.7 万戸、千葉県が 6.3 万戸、東京都が 4.4 万戸などとなっており、首都圏でも多くの改修工事が発生している。

<図 7-14, 図 7-15, 付表 7-9, (参考) 図 7-16>

図 7-14 東日本大震災による被災箇所の改修工事をした持ち家数—都道府県 (平成 25 年)

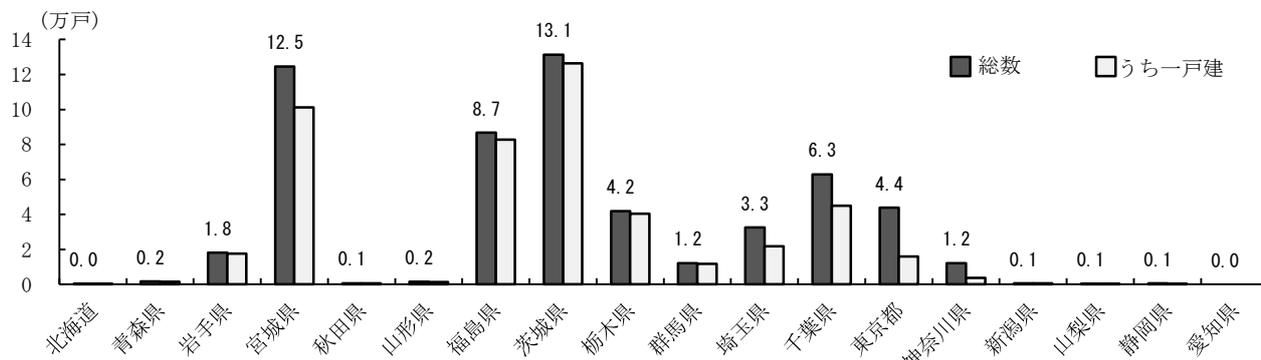
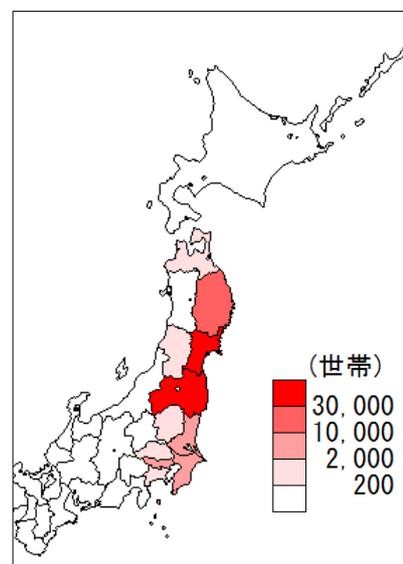
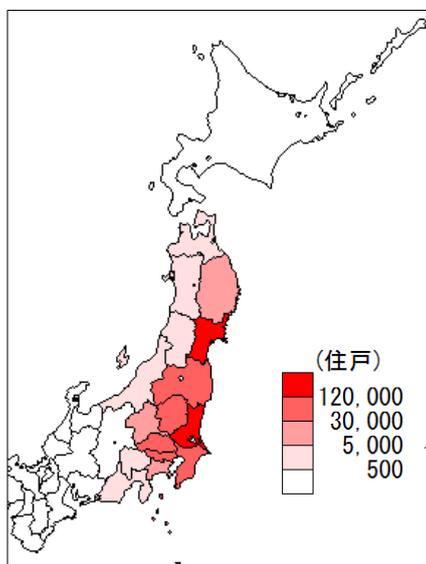


図 7-15 東日本大震災による被災箇所の改修工事をした持ち家数—都道府県 (平成 25 年)

(参考)  
図 7-16 東日本大震災により住宅に住めなくなった理由で転居した普通世帯数 (従前の居住地)—都道府県 (平成 25 年)



- ※ 東日本大震災とは、平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震及びこれに伴う原子力発電所の事故による災害をいう。
- ※ 東日本大震災による転居には、住宅が半壊又は全壊した、居住地域が避難地域に指定されたなどの直接的な理由による転居（転居の理由：「住宅に住めなくなった」）のほか、就学や仕事の関係、生活への全般的な不安感などの間接的な理由による転居（転居の理由：「その他」）も含まれている。
- ※ 震災後、仮設住宅に転居し、調査時点で元の住居に戻った場合などについても「転居した」ことになるが、避難所等に一時的に避難した場合は「転居した」ことにはならない。
- ※ 東日本大震災により転居を複数回した場合、転居の理由は、最初に転居した際の理由となる。また、東日本大震災により転居をした場合は、その後、転居を複数回した場合でも、従前の居住地・住宅は震災前に居住していた場所・住宅となる。
- ※ 従前の居住形態及び居住室の畳数に関する結果については、入居時期が平成22年以前の世帯（転居後、元の住居に戻った世帯）は、含まれない。